

「(仮称) 大高山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社石油輸送リース森山が、青森県西津軽郡鰯ヶ沢町において、総出力 76,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

本事業に係る環境影響評価準備書を確認したところ、本事業では森林を改変して風力発電設備を設置することとなるが、既設道路を活用し、風力発電設備の設置ヤードも可能な限り既設道路沿いに計画して土地の改変面積を最小限に抑えたものとなっている。

一方、対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されているほか、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による地域の生活環境への影響に対する配慮が求められる。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に対する環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、また、事業者による準備書における環境影響評価によれば、風力発電設備の稼働に伴う騒音は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省) の指針値は満たしているものの、累積的な影響を含めて予測した場合において、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への配慮が求められる。

このため、低騒音型の風力発電設備の採用、防振シートの設置及び稼働調整又は停止等の環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

あわせて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をを行うこと。